

見積依頼

下記のとおり見積合せに付します。

記

1. 電子調達システムの利用

本調達は「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>) を利用した見積合せ手続により実施するものとする。ただし、「紙」又は「電子メール」による見積書等の提出も可とする。

2. 見積合せに付する事項等

- | | |
|--|---|
| (1) 調達件名 | 令和7年度富山合同庁舎塵芥物収集処理業務（単価契約） |
| (2) 履行場所 | 富山県富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎 |
| (3) 業務概要 | 富山合同庁舎の塵芥物収集処理業務を行う。 |
| (4) 見積書等の受領期限 | 令和7年3月10日(月) 17時15分まで |
| (5) 見積合せ日時及び場所 | 令和7年3月11日(火) 14時00分から 富山合同庁舎5階 北陸財務局富山財務事務所総務課 |
| (6) (4)、(5)については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。 | |

3. 見積合せに参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度財務省競争参加資格審査（全省庁統一資格）において、資格の種類が「役務の提供等」で、営業品目が「建物管理等各種保守管理」の「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有していない者で、見積合せに参加するために必要な書類の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。なお、本見積合せについて、一の会社（法人）からは一の参加申込しかできない。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、富山市長から一般廃棄物収集運搬業許可を取得している者であること。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、富山県知事又は富山市長から産業廃棄物収集運搬業許可（仕様書に記載する廃棄物の種別の全てについての許可）を取得している者であること。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、次の（ア）又は（イ）に該当する者であること。
 - （ア）廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、自ら産業廃棄物処分業許可（仕様書に記載する廃棄物の種別の全てについての許可）を取得している者であること。
 - （イ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処分業許可（仕様書に記載する廃棄物の種別の全てについての許可）を取得している者と連携し、処理業務を行うことができる者であること。
- (7) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (8) 競争参加資格が確認された後、見積合せのときまでに、各省各庁から指名停止等を受けた者でないこと。
- (9) 当局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められる者でないこと。
- (10) 当局の契約担当官等が実施した入札等の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしはその他、入札等の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約相手方として不適當であると認められる者でないこと。
- (11) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(12) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされておらず、かつ民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格の再審査を受けている者（再認定後の競争参加資格による）であること。

(13) 見積合せに参加するために必要な書類を見積書とあわせて上記2.(4)の受領期限までに提出した者であること。

(14) その他の条件については、下記4に示す場所において説明する。

4. 契約条項等を示す場所 〒930-8554
富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎5階
北陸財務局富山財務事務所総務課経理係

5. 見積合せ説明書等の交付期間及び方法

(1) 交付期間 公告日～令和7年3月6日（木）

平日8時30分～12時00分及び13時00分～17時15分

(2) 交付方法 原則、電子メール又はオンラインストレージを利用した交付とする。交付を希望する者は以下の内容にて choutatsu-toyama@hr.lfb-mof.go.jp（「1」は英小文字の「エル」）宛てに(1)の期間中にメールを送付すること。当局からは、受信したメールアドレス宛てに返信する。

件名：「令和7年度富山合同庁舎塵芥物収集処理業務（単価契約）」の
見積合せ説明書等交付願

メール本文：参加者の住所

氏名（法人の場合は、その名称又は商号）

担当者氏名

担当者連絡先

添付ファイル：[資格審査結果通知書（全省庁統一資格）](#)（写）

6. 契約保証金

全額免除する。なお、契約保証金の免除に当たっては、落札者が契約締結の際に令和7・8・9年度財務省競争参加資格審査（全省庁統一資格）を有し、資格の種類が「役務の提供等」あることを条件とする。

7. 見積書の記載金額について

落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

8. 見積書の無効

本見積依頼に示した見積合せ参加に必要な資格のない者の提出した見積書及び見積合せに関する条件に違反した見積書は無効とする。

9. 契約書等の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

以上 公告する。

令和7年2月18日

分任支出負担行為担当官
北陸財務局富山財務事務所長 谷内 松彦